

(平成25年6月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年4月から41年2月まで  
② 昭和44年1月から同年3月まで

私は、昭和36年10月頃からA市の姉の家に同居しており、37年4月頃に姉の家に来た町内会の人から、「強制だから国民年金に加入するように。」と言われたので、姉と一緒に国民年金に加入し、後日、国民年金手帳が送られてきた。国民年金保険料については、月額100円を3か月ごとに姉の家に来ていた集金人に納付し、その集金人が私の国民年金手帳に印紙を貼っていた。また、41年に市役所で氏名変更等の手続を行った際、加入手続後に送付されてきた国民年金手帳を渡し、その後、新しい国民年金手帳が送られてきたことを憶<sup>おぼ</sup>えている。

その後、昭和43年9月末にB市C区に転居したが、国民年金保険料は、自宅の目の前が区役所だったので、56年4月に会社に入社するまで、納付書によりその区役所で3か月ごとに納付していた。

私は、国民年金に加入してからC区へ転居するまでは集金人に、転居後は区役所で納付書により、国民年金保険料を未納が無いように納付しており、未納があれば後から納付していたので、申立期間①が国民年金に未加入とされ、申立期間②が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の国民年金手帳、特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿から、申立人のA市からB市C区への国民年金の住所変更手続は、遅くとも昭和43年12月12日までに行われていたことが確認できるため、申立人は、転居後の住所において、当該期間の国民年金保険

料を現年度納付することが可能であった上、申立人の当該期間の前後の期間は納付済みであることから、3か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和37年4月頃、申立人の姉と一緒に国民年金に加入していたと述べているが、申立人及びその姉の加入手続時期は、それぞれの国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日等から、申立人については41年4月頃、その姉については40年12月頃と推認されることから、同時期に加入手続を行ったとは考え難い上、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

また、申立人は、申立期間①当時、婚姻中であり、その夫は国家公務員共済組合員であったことから、申立人が国民年金に加入するには、任意加入することとなるが、申立人の国民年金手帳、特殊台帳、オンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金の被保険者資格の取得日（昭和41年3月25日）より前に、申立人が国民年金の被保険者であった記録が確認できないことから、当該期間は、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を23万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 18 日

私がA社（現在は、B社）から申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、申立期間の賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している郵便貯金通帳及び事業主の回答により、申立人は、申立期間において、A社から、賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、同僚が所持している賞与支払明細書により、当該同僚がその賞与支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

さらに、上記の郵便貯金通帳で確認できる賞与振込額は、申立人が主張する賞与額から、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を含む社会保険料等を控除した金額とおおむね一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の郵便貯金通帳の賞与振込額から推認できる厚生年金保険料控除額から、23万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主が申立てどおりの届出を行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月21日から同年11月14日まで  
私が、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と比べて低額である。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年8月の給与支払明細書を除き、申立期間に係る給与支払明細書を所持しているところ、当該給与支払明細書から、標準報酬月額36万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、上述のとおり、申立人は、平成16年8月の給与支払明細書を所持していないが、その前後の月において標準報酬月額36万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、同年8月の給与振込額は、雇用保険被保険者離職票で確認できる賃金額から厚生年金保険料を含む社会保険料等を控除した差引支給額と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行については、事業主は、過失によりオンライン記録の標準報酬月額に相当する報

酬月額の出出を行つたことを認めてゐることから、事業主は、給与支払明細書において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に出出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行つておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行してゐないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和55年1月21日から同年2月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年1月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年11月27日から同年12月1日まで  
② 昭和55年1月21日から同年2月1日まで

私は、昭和54年9月3日にB社に入社し、同年11月30日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、申立期間①が被保険者期間となっていない。また、同社を退社後、55年1月21日にA社に入社したが、同社における同年2月分の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間②が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が所持する給料支払明細書により、申立人が当該期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書の保険料控除額から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざる



を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務実態について確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和54年11月27日と記載されており、オンライン記録と一致しているほか、記載内容に不自然な点は認められない。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人に係る人事記録及び給与関係資料等を確認することはできない。

加えて、申立人は、当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成18年12月20日及び19年8月31日について、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、18年12月20日は7万円、19年8月31日は13万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日  
② 平成19年8月31日  
③ 平成20年8月頃

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、支払われた賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人から提出されたA社における当該期間の賞与に係る給料支払明細書から、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万円、申立期間②は13万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③について、事業主は、当該期間の賞与を平成 20 年 8 月に支払った旨回答しているところ、申立人から提出された A 社における当該賞与に係る給料支払明細書では、当該期間に係る賞与が支給され、当該賞与から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成 20 年 8 月 19 日に A 社を退職し、翌日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる。

また、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 20 年 8 月は、申立人が A 社において厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間③における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月29日から同年10月1日まで  
厚生年金保険の記録では、A社において平成12年9月29日に資格を喪失し、関連会社のB社（現在は、C社）において同年10月1日に資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。

日本年金機構から、私と同様に異動した同僚の記録が訂正された旨の手紙が来たので、調査の上、私の被保険者記録も訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は、平成12年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成12年8月のA社における申立人の社会保険事務所（当時）の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年7月22日、同年12月27日及び18年7月28日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、17年7月22日は14万5,000円、同年12月27日は16万円、18年7月28日は16万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月24日  
② 平成17年7月22日  
③ 平成17年12月27日  
④ 平成18年7月28日

私がA社（現在は、B社）から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、申立期間の賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②から④までについて、申立人が所持する賞与支払明細書、A社が保管する「平成17年及び18年の給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び事業主の回答から、申立人は、当該期間に係る賞与の支給を受け、賞与支給額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①については、申立人は、賞与の支給額及び保険料控除について確認できる支払明細書等を所持していない上、事業主は、当該期間の資料を保管していないと回答していることから、賞与の支給額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る賞与の支給額及び保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が、当該期間について、申立人の主張する賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②から④までに係る標準賞与額については、賞与支払明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間②は14万5,000円、申立期間③は16万円、申立期間④は16万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る申立期間②から④までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立てどおりの届出を行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成10年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月1日から同年10月1日まで  
私は、平成2年4月から21年3月までA社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

平成10年10月1日にA社から同社C工場に転勤し、継続して勤務していたので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の厚生年金保険の記録及び証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、申立人と同様にA社から同社C工場へ異動した同僚の厚生年金保険の記録から、平成10年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、B社が保管する資料にA社における申立人の平成10年8月の標準報酬月額の随時改定の記録が記載されていることから、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事



業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日及び同年12月19日は15万円、16年7月16日及び同年12月24日は15万5,000円、17年7月22日は16万2,000円、同年12月27日は17万2,000円、18年7月28日は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月19日  
③ 平成16年7月16日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年7月22日  
⑥ 平成17年12月27日  
⑦ 平成18年7月28日

私がA社（現在は、B社）から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、申立期間の賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している郵便貯金通帳及び事業主の回答により、申立人は申立期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが認められる。

また、同僚が所持している賞与支払明細書により、当該同僚がその賞与支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

さらに、上記の郵便貯金通帳で確認できる賞与振込額は、申立人が主張

する賞与額から、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を含む社会保険料等を控除した金額とおおむね一致する。

加えて、申立期間⑤から⑦までについては、事業所が保管する平成 17 年及び 18 年の給与所得に対する所得税源泉徴収簿には、申立人の当該期間に係る賞与から、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていた旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の郵便貯金通帳及び所得税源泉徴収簿から推認又は確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②は 15 万円、申立期間③及び④は 15 万 5,000 円、申立期間⑤は 16 万 2,000 円、申立期間⑥は 17 万 2,000 円及び申立期間⑦は 18 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立てどおりの届出を行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日は33万円、同年12月19日は33万3,000円、16年7月16日及び同年12月24日は33万6,000円、17年7月22日は34万3,000円、同年12月27日は35万3,000円、18年7月28日は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日  
② 平成15年12月19日  
③ 平成16年7月16日  
④ 平成16年12月24日  
⑤ 平成17年7月22日  
⑥ 平成17年12月27日  
⑦ 平成18年7月28日

私がA社（現在は、B社）から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、申立期間の賞与の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支払明細書から、申立人は申立期間において、A社から賞与の支給を受け、賞与総支給額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書において確認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は33万円、申立期間②は33万3,000円、申立期間③及び④は33万6,000円、申

立期間⑤は 34 万 3,000 円、申立期間⑥は 35 万 3,000 円、申立期間⑦は 36 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立てどおりの届出を行っていなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、104万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月4日

私は、昭和46年8月1日から平成16年6月15日までA社に勤務していたが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支給明細書及びA社が加入しているB健康保険組合が提出した健康保険被保険者賞与支払届から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、104万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から45年9月までの期間及び47年11月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年10月から45年9月まで  
② 昭和47年11月から49年3月まで

私は、昭和43年10月頃に、私の母親と一緒に、私の国民年金の加入手続を区役所で行った。その際発行された国民年金手帳の色は、焦げた葉の色であったと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私が、2か月又は3か月ごとに払い、国民年金手帳に検認印が押された。

申立期間①及び②の時期は、実家に同居しており、経済的には国民年金保険料を払えるはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年10月頃に、その母親と一緒に申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、49年12月と推認され、当該時点において、国民年金被保険者の資格を20歳時に遡って取得したものと考えられることから、申立人の国民年金の加入手続時期についての主張と一致しない。

また、オンライン記録においては、平成20年12月25日に、昭和45年10月14日の国民年金の被保険者資格の喪失及び47年11月21日の当該資格の再取得の記録が追加されていることが確認できることから、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①については、前述の推認される加入手続時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立期間②については、前述の推認される加入手続時点において、国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は、遡ってまとめて保険料を納付した記憶が明確でない。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、口頭意見陳述においても、記録訂正につながる新たな証言や資料を得ることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 関東神奈川厚生年金 事案 8429

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 2 月頃から 26 年 2 月頃まで  
夫は、申立期間に A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。  
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 市にあった A 社に勤務していたと述べているが、申立てに係る事業所について、所在地を管轄する法務局に照会したが、当該事業所に係る商業登記の記録は確認できない上、オンライン記録においても、申立期間当時、当該事業所が、類似名称を含め厚生年金保険の適用事業所として存在した記録は無い。

また、申立人は、申立期間当時の事業所の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立てに係る事業所及び勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月1日から同年3月26日まで  
② 昭和48年9月30日から49年1月頃まで

私の夫は、申立期間①はA社（現在は、B社）、申立期間②はB社に勤務していたが、オンライン記録によると、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、B社において昭和44年10月27日資格取得、48年9月30日離職と記録されている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和44年11月1日に健康保険の整理番号\*番で被保険者資格を取得し、46年2月1日に同資格を喪失後、同年3月26日に再度、健康保険の整理番号\*番で取得していることが確認でき、オンライン記録と一致していることから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、オンライン記録において、申立人と同様、A社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、短期間のうちに同社で被保険者資格を再取得している者が複数名確認できる。

さらに、オンライン記録において、A社の申立期間①に係る被保険者

記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる供述を得ることができなかった。

加えて、B社は、「申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除を行ったかは不明。」と回答している。

申立期間②について、当該期間のうち、昭和48年10月1日から49年1月頃までの期間においては、申立人は雇用保険の被保険者となっていない。

また、オンライン記録において、B社の申立期間②に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる供述を得ることができなかった。

さらに、B社は、「申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除を行ったかは不明。」と回答している。

なお、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料として8月分から12月分までの給料支払明細書の写しを提出しているが、当該給料支払明細書には、会社名及び支払年月日が記載されていないため、当該給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額と、オンライン記録で確認できる申立人の当該期間の直前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額とを比較調査したほか、B社及び複数の同僚に照会したものの、当該給与支払明細書が当該期間のものであるとまでは断定ができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8431

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月頃から 39 年 1 月 13 日まで

私は、A社B支店に勤務していた者の紹介で、昭和37年12月頃に同社に入社した。同社B支店ではC職の仕事を行い、39年1月頃に退職した。しかしながら、同社B支店に勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店に勤務していた複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社B支店にC職として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社B支店に勤務していた複数の同僚は、申立期間当時、同社B支店では、同社の本部採用と同社B支店における現地採用の区分があり、C職については、原則、現地採用として、厚生年金保険に加入させていなかった旨証言していることから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

また、A社は現存していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 2 月頃から 56 年 9 月頃まで  
② 昭和 56 年 10 月頃から平成元年 11 月頃まで  
③ 平成元年 12 月頃から 4 年 12 月頃まで

私は、申立期間①はA社で、申立期間②はB社で、申立期間③はC社で、正社員としてD業務をしていたにもかかわらず、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間のうちの一部期間における雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人と同じD業務を担当していた同僚は、「私は、昭和 51 年 2 月頃、アルバイトとしてA社に入社し、後に正社員となり、厚生年金保険に加入した。私が入社した時、申立人は既に同社で勤務していたが、52 年の 5 月か 6 月頃に辞めている。D業務の者はほとんどがアルバイトだったと記憶している。」と供述している。

また、申立期間①当時の事業主は、「申立人が主張する 5、6 年もの間勤務していたのであれば、厚生年金保険に加入させていたはずである。」と回答している。

さらに、ほかの同僚は、「申立期間①当時、A社では、正社員は厚生年金保険に加入させていたが、アルバイトは雇用保険のみ加入させていた。D業務は、アルバイトが多かった。」と供述している。

加えて、申立人がA社での同僚として名前を挙げている 5 名のうち、3

名はオンライン記録に氏名が無く、回答のあった1名は、「申立人のことは覚えていない。」と供述している。

申立期間②について、当該期間のうちの一部期間における雇用保険の加入記録から、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社の元事業主は既に死亡しており、同事業主の妻で同社の元取締役は、「申立期間②当時の資料は残っていないが、当社は、厚生年金保険に加入しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、上記の元事業主及び元取締役は、申立期間②当時、国民年金に加入し国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。

申立期間③について、申立人から提出された預金通帳のコピーから、平成2年1月から5年1月まで、C社からの給与の振込が確認できることから、期間の特定はできないものの申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかし、C社の元事業主は、「当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、元取締役は、「申立期間③当時、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではない。」と供述している。

さらに、C社に係るオンライン記録では、申立期間③において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8433 (事案 7999 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和30年2月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年10月10日までの期間、36年1月1日から同年6月1日までの期間及び39年3月7日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和37年10月1日から38年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月1日から同年7月1日まで  
② 昭和30年8月1日から同年10月10日まで  
③ 昭和36年1月1日から同年6月1日まで  
④ 昭和37年10月1日から38年10月1日まで  
⑤ 昭和39年3月7日から同年6月1日まで

申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社に勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっておらず、また、D社に勤務していた申立期間④の標準報酬月額が当該期間より前の標準報酬月額に比べて低額になっていることから、申立期間①から④までの厚生年金保険の記録訂正を申し立てたが認められなかった。

今回、申立期間①から④までについて、給与明細書等の新たな資料は無いが、当該期間の勤務状況等について、証言をしてくれる同僚が見付かった。また、D社に勤務していた期間のうち、申立期間⑤が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間①から⑤までの厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の当該期間のA社における勤務実態及び

厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、申立期間②については、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは推認できるものの、同社は、昭和30年10月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所になっていないこと、申立期間③については、申立人の当該期間のC社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、申立期間④については、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除を確認することができず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な記載は無いことなどから、既に年金記録確認E地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成24年9月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、証言をしてくれる同僚が見付かったので、再度調査をして記録を訂正してほしいと主張している。

しかしながら、申立期間①から③までについては、当該期間の証言者である同僚及び当該同僚が記憶する複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が当該期間において、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料の控除について確認することができず、これは年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、申立人から申立期間①から③までに係る厚生年金保険料の控除を示す新たな資料の提出や周辺事情も無く、年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間④について、申立人が当時D社で会計を担当していたとする同僚に照会したところ、「私は、給与計算や社会保険の事務は担当していなかった。」と供述しており、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほかに、申立人から申立期間④の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができる新たな資料の提出や周辺事情も無く、年金記録確認E地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑤について、D社に当該期間に勤務し、連絡先の分かった同僚に照会したところ、6人が申立人を記憶しているものの、申立人の退職時期については供述を得ることができず、申立人の当該期間における勤務実



態を確認することができない。

また、D社は、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について、当時の資料が残っていないため、不明と回答している。

このほか、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 関東神奈川厚生年金 事案 8434

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで  
私は、申立期間において、A社B支店が経営するC町に所在していたD店に勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社B支店が経営するD店に勤務していたと述べている。

しかしながら、A社B支店は、昭和 36 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間のうち 35 年 3 月 1 日から 36 年 9 月 1 日までの期間については、同社B支店は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間において、A社B支店に係る事業所別被保険者名簿に記載のある同僚に照会を行ったところ、回答のあった5人は、「私は、E店に勤務していた。申立人のことは知らない。」と述べている上、同社は既に解散しており、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人の名前は確認できない上、申立人が記憶する同僚の名前も確認できない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月25日から6年9月21日まで  
私は、申立期間当時は、年収500万円の契約でA社（現在は、B社）に勤務していた。賞与は無かったと記憶しているので、給与月額は41万円程度のはずであり、標準報酬月額が30万円から34万円とされているのは間違いだと思うので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬に比べて低く記録されていると主張している。

しかしながら、B社が所持している「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人の資格取得時の標準報酬月額は30万円であり、申立人の資格喪失時の標準報酬月額は34万円であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、B社から提出された「雇用条件説明書」には、平成3年9月21日から4年9月20日までの期間について、賃金の欄に「年俸¥4,800,000」、賞与の欄に「年俸賃金の内枠により年2回（8月・12月）支給」と記載されていることが確認でき、また、「再雇用通知書」には、同年9月21日から5年9月20日までの期間及び同年9月21日から6年9月20日までの期間について、それぞれ賃金の欄に「年俸¥5,000,000（月次給与320,000×12 賞与580,000×2）」と記載されていることが確認でき、これらに基づく申立期間に係る報酬月額は、上記「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及

び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載された標準報酬月額並びにオンライン記録の標準報酬月額と符合する。

さらに、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間における申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 2 月 2 日まで

昭和 32 年 3 月に定時制高校を卒業後、A 地方から同級生 3 人と一緒に B 県に引っ越し、申立期間①において C 社に勤務していたが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。また、33 年 4 月 1 日に D 社へ転職したが、申立期間②が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が同期入社であると記憶する複数の同僚の証言から、申立人が当該期間において C 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、C 社は、昭和 33 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所でないことが確認できる上、上記の複数の同僚の資格取得日は、いずれも同社が適用事業所となった日と同日である。

また、C 社は既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、申立期間①に係る厚生年金保険料について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、D 社へ転職した経緯を詳細に記憶していることから、申立人が申立期間②に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D 社は既に解散しており、当時の事業主も死亡していることから、申立期間②に係る厚生年金保険料について確認することができ

ない。

また、申立人が、D社に転職した当時、同社に自身より先に勤務していたとして名前を記憶している同僚の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同日である上、ほかの複数の同僚の資格取得日は、当該同僚が記憶している自身の入社日より数箇月後であることから、同社は、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。